

サービス約款

■寄託サービス（元）

本約款は、お客様が株式会社 souco（以下「当社」といいます）の提供する荷物の寄託に関するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用により、お客様の荷物（以下「本荷物」といいます）をお客様が当社に寄託し、本荷物を当社が提携する倉庫事業者（以下「倉庫事業者」といいます）の倉庫に預け入れる際の条件について定めるものです。お客様が本サービスの申込を行った時点で、お客様は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

第1条 本サービスの内容

1. 本サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1) 本荷物の倉庫への入庫、保管及び出庫作業
 - (2) その他前号に付帯するサービス
2. 当社は、本サービスにおいてお客様からお預かりした本荷物につき、入庫から出庫まで善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すとともに、当社の責任において、適法かつ適切にこれにあたるものとします。
3. 倉庫事業者の選定は、当社がお客様に提案し、お客様と合意のうえ決定するものとします。

第2条 （本約款及び個別契約）

1. 本約款に定める条件の他、お客様が利用される本サービスの内容、お客様の氏名又は名称、住所、電話番号及びメールアドレス、品名、数量及びサイズ、荷造りの方法、寄託価格、保管方法、保管又は荷役上の注意事項、出入庫の状況、本荷物の寄託期間、料金等その他保管に関し必要な事項の詳細条件については、当社所定の「申込書」（名称は変更となる場合があります。以下「申込書」といいます）に当社所定の方法によってお客様が承諾することで、お客様と当社の本サービスにかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、申込書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と申込書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、申込書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 当社は、次の理由がある場合は、寄託の引受けを拒絶することができます。
 - (1) 寄託の申込みが本約款によらないものであるとき
 - (2) 本荷物が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき
 - (3) 本荷物の保管に必要な施設がないとき
 - (4) 本荷物の保管に關し特別の負担を求められたとき
 - (5) 本荷物の保管が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
 - (6) その他やむを得ない事由があるとき
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を本サービスまたは当社が別途指定するウェ

ブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。

- (1) 変更の内容がお客様の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
4. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
 5. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco サービス利用規約」（https://www.souco.space/terms_of_souco_service/）における用語の定義に従うものとします。「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用約款の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
 6. 当社が申込書に記載された寄託者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 7. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。

第3条 入出庫手続き

1. お客様による本荷物の入庫、出し入れ及び出庫その他の作業は、別途当社が指定する方法により行うものとします。但し、お客様は、当社指定のツールにより、直接、お客様と倉庫事業者間で通知、指図その他必要な意思表示を行う場合があることについて、予め承諾するものとします。
2. 当社は、本荷物が変質、き損等により保管に適さなくなつたと認められるとき又は本荷物が倉庫若しくは他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき、お客様に対して、相当の期間を定めて必要な処置を行うように催告することができます。お客様は、本項の催告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を行わなければなりません。お客様が当社の定めた期間内に本項の催告に応じない場合又は当社が催告をするいとまがない場合は、当社は、本荷物の廃棄その他の必要な処置を行うことができます。本項の処置に要した費用は、お客様の責に帰すべき事由に基づく場合は、お客様の負担とします。
3. お客様は、本約款又は個別契約に定められた保管期間終了後、本荷物を遅滞なく、入庫料、出庫料、立替金及び延滞金その他の費用を支払い、本荷物を引き取らなければなりません。
4. 当社は、本約款又は個別契約に基づく入庫料、出庫料、立替金及び延滞金その他の費用の支払を受けるまでは本荷物の返還の請求に応じないことができます。お客様は本項の規定による留置の期間中は、個別契約の基づく保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。当社は、本項の規定により返還の請求に応じない場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。
5. 当社は、本契約又は個別契約の規定による本荷物の引取りが行われない場合は、お客様に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができます。本項の請求を書面により行う場合は、当社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができます。当社は、本項の規定により指定した日を経過した後は、本荷物に生じた損害について、賠償の責任を負いません。

第4条 寄託価額等の通知

- お客様は、本荷物の寄託にあたり、本荷物の寄託価額、保管又は荷役上特別の注意を必要とする場合はその旨、及び本約款又は申込書に定める寄託に際し必要なその他の事項を、予め申込書又はその他の書面（電磁的方法による場合を含む。以下同じ）にて当社に通知していただく必要があります。また、お客様は、本約款又は申込書に定める寄託に際し必要な事項を変更する場合は、予め当社に対しその変更を申し出なければなりません。
- 当社は、お客様が前項の通知を怠ったこと、又は通知に記載した事項が事実と相違したことによりお客様に生じた損害については、第9条の規定にかかわらず一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第5条 荷物の引渡し

- 個別契約の成立後、お客様は、倉庫事業者に対し、別途お客様と当社で書面又は電磁的方法により合意した日時及び場所で本荷物を引き渡さなければならないものとします。なお、お客様は当該個別契約成立の3日前までに、当社が指定する方法により当社又は倉庫事業者に対し具体的な搬入スケジュールを通知するものとします。
- 当社は、お客様が前項の通知を怠ったことにより生じた損害について、第9条の規定にかかわらず一切の損害賠償責任を負いません。
- 当社は、倉庫事業者が本荷物の引渡しを受けたとき、倉庫事業者をして、当社が指定する方法により本荷物を入庫した旨をお客様又は当社に通知させるものとします。
- 当社は、本荷物の引渡しを受けるに当たり又は本荷物の保管期間中、申込書に記載された寄託物の品名、数量又は保管若しくは荷役上の注意事項その他の記載事項について疑いがある場合は、お客様の同意を得て、本荷物の内容について検査することができます。但し、当社は、お客様の同意を求めるいとまがなく、かつ、本荷物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、本規定にかかわらず、お客様の同意を得ないで、本荷物の内容について検査することができます。お客様は、本規定により検査を行った場合において、本荷物の内容が申込書に記載したところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。
- 当社は、本荷物の引渡しを受けるに当たり、寄託価額が不相当であると認めた場合は、お客様との協議の上、相当と認められる価額に変更することができます。

第6条 料金及び支払条件

- お客様は、申込書に定める料金を、申込書に定める支払期日までに当社に対して支払うものとします。お客様は、当社が定めた日までに本項の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。
- お客様は、前項の料金を当社に直接、又は当社が指定する請求代行会社に対して支払うことについて、予め承諾するものとします。

第7条 期限の利益の喪失

前条の規定にかかわらず、お客様が次の各号に一つでも該当する場合、お客様は直ちに、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する残債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。

- (1) 第15条第2項に基づき当社が個別契約を解除したとき

- (2) 本約款又は個別契約に違反し、当社が相当の期間を定めて是正の催告をお客様に行ったにもかかわらず、当該期間内に是正されなかったとき
- (3) お客様が約定の通り本荷物の引き渡しを行わないとき
- (4) お客様が本約款による本荷物の内容の検査を拒絶したとき
- (5) 本荷物が危険品、変質又は損傷しやすい物品、荷造りの不完全な物品その他保管に適さない物品と認められるとき
- (6) お客様が振出された手形、小切手が不渡りとなったとき（電子記録債権上の支払不能も含む）
- (7) 当社に対する債務の履行を一回でも怠ったとき
- (8) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
- (9) 破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立、又は解散、私的整理がなされたとき
- (10) その他、上記各号に類する信用不安事由がお客様に生じたとき
- (11) その他、客観的かつ合理的な事由により個別契約の継続が困難と当社が判断したとき

第8条 責任の範囲及び通知義務

- 1. 本約款における当社の責任は、本約款その他お客様と当社間の書面での合意を除いて、当社が国土交通大臣に届け出た「倉庫寄託約款」の定めるところによるものとします。
- 2. 当社は、本荷物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま当社が定めて明示した方法により保管します。本荷物に関する当社の管理責任は、お客様又はお客様の指定する運送人等により本荷物が、事前にお客様と当社の合意により定めた倉庫に搬入された時に始まり、お客様又はお客様の指定する荷受人に本荷物を引き渡した時に終了するものとします。但し、本約款期間内に本荷物がお客様若しくはお客様の関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力によるときは、以後、当社は一切管理責任を負わないものとします。
- 3. 当社は、本サービスの履行中に遅延又は本荷物に損害を生じ、もしくは生じる恐れがある場合には、遅滞なくお客様に通知し、以後の対応措置について別途お客様と当社で協議のうえ、定めるものとします。

第9条 損害賠償

- 1. 当社は、本サービスに関して、当社の故意又は重大な過失により本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたことをお客様が証明したときには、お客様に対して、当該損害の直接の原因となった本荷物の寄託価格を上限として、その直接かつ通常の損害を賠償するものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、当社は損害賠償の責を免れるものとします。
 - (1) 虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
 - (2) 本荷物自体の契約不適合に起因する損害
 - (3) 外装梱包のある本荷物については、本荷物自体には影響のない外装梱包の擦れ、へこみなどの軽微な破損
 - (4) 本荷物の性質による自然の消耗、発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類する不具合

- (5) 情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶及び社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
 - (6) お客様の指示又は承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
 - (7) その他、当社の責に因らない損害、不可抗力による損害
 - (8) 法令若しくは公権力発動による、保管の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - (9) お客様の故意又は過失
3. 本条第1項の本荷物の損害賠償額は、寄託価格に基づいて算定されるものとします。
 4. 本条第1項の損害賠償請求権は、当社の承諾を得ない限り、本サービスにかかる当社の料金請求権と相殺できないものとします。

第10条 任意売却

1. 当社は、本約款又は個別契約の期間満了又は理由の如何にかかわらず契約終了した場合であって、お客様が本荷物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は当社の過失なくしてお客様を確知することができない場合であって、お客様に期限を定めて本荷物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされなかった場合、当社は事前にお客様に期日を通知したうえで、当社の客觀かつ合理的な裁量によりお客様の費用負担で本荷物を売却もしくは廃棄することができるものとします。なお、当該売却もしくは廃棄によりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、前項により任意売却した本荷物の売却代価から本サービスの料金その他一切の料金、諸費用及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額をお客様に支払い、不足があるときはお客様に対しその支払いを請求します。

第11条 保険

当社は、倉庫事業者をしてその倉庫事業者がその費用負担で適當とする保険者に火災保険を付すものとします。お客様は、本荷物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定する際には、それぞれの金額について当社又は倉庫事業者の承認を得なければなりません。お客様は、当社又は倉庫事業者を経由して火災保険金の支払いを受けなければなりません。

第12条 秘密保持等

お客様及び当社は、本約款に基づくお取引において知り得た相手方及び倉庫事業者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。

- (1) 相手方から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の故意又は重過失によらず公知となったもの
- (3) 相手方の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請の対象になったもの

第13条 禁止事項

お客様又は当社は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第14条 再寄託

当社は、本サービスの遂行にあたり、倉庫事業者に自己の裁量で本サービスの全部又は一部を再寄託することができるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。当社は、やむを得ない事由があるときに限り、お客様の承諾を得ずとも、最初に寄託した倉庫事業者以外の者に本荷物を再寄託することができるものとします。この場合には、当社はお客様に速やかに報告するものとします。

第15条 契約解除

1. お客様及び当社は、個別契約の成立後には、個別契約を取り消し又は解除すること（以下「解除等」といいます。）はできないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様及び当社が書面で別途合意した場合又は相手方が次の各号に一つでも該当するときには、個別契約期間中であっても、何らの催告を要することなく個別契約の全部又は一部解除等ができるものとする。但し、かかる解除がなされる場合であっても、お客様は、原状回復費用及び本来生ずべきであった料金その他解除等に伴い当社が被る一切の損失を負担するものとします。
 - (1) 第7条各号に一つでも該当するとき。又は、それに準ずる信用失墜の事実が認められるとき
 - (2) 官公庁の命令、又は行政措置により本サービスを中止する必要があるとき
 - (3) 当社の本サービス遂行のためにお客様若しくは当社が提供した施設又は当社の使用する施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、お客様又は当社が代替施設を提供できるときはその限りではありません。
 - (4) 災害等により、本約款の履行を困難にする事項が生じたとき
3. 当社及び倉庫事業者間の再寄託契約（最初に寄託した倉庫事業者から変更された場合は変更後の倉庫事業者と当社との寄託契約を含みます）が解除等された場合には、個別契約も当然に終了するものとし、以後の対応措置についてはお客様と当社で協議のうえ、書面による合意にて定めるものとします。
4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。
5. お客様が当社に本荷物を引き渡した後、当社が本項の規定により契約を解除した場合は、お客様は、遅滞なく、入庫料、出庫料、立替金及び延滞金その他の費用を支払い、本荷物を引き取らなければなりません。

第16条 契約条件の変更

個別契約の有効期間中、申込書に定める料金、保管期間等、申込書に定める詳細条件について一切変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、かつ、変更適用日の3か月前にお客様又は当社が相手方に申し出て、お客様及び当社で協議・合意のうえ、倉庫事業者の承諾を得た場合にはこの限り

でないものとし、変更後の条件については、お客様と当社において書面による合意にて定めるものとします。

第17条 反社会的勢力の排除

1. お客様及び当社は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
 - (3) 反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
2. お客様及び当社は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. お客様及び当社は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償する義務を負わないものとし、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第18条 準拠法及び管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年10月7日制定

■賃貸借サービス（転貸借）

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が倉庫提供者（以下「倉庫提供者」といいます）から賃借する倉庫についてお客様とのマッチングによりお客様に当該倉庫（以下「本倉庫」といいます）の全部又は一部を転貸借するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件について定めるものです。お客様が本サービスの申込を行った時点で、お客様は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

第1条 本サービスの前提条件

1. 本サービスに基づき本倉庫の賃貸借は、借地借家法第40条に基づき、一時使用のための建物賃貸借契約であり、借地借家法第3章の規定は適用されません。また、個別契約である申込書に定める本倉庫の賃貸借は、申込書に定められた期間の満了により終了し、更新がありません。
2. お客様及び当社は、本約款により当社がお客様から物品の寄託を受けるものではないことを相互に確認するものとします。
3. お客様は、本倉庫を第2条に定める申込書記載の荷物を保管する目的で一時使用するものとし、他の用途に利用してはならないものとします。
4. お客様は、当社に対し、以下の各号について理解し、誓約するものとします。
 - (1) 本約款は、①当社が倉庫提供者から本倉庫を賃借した上で、お客様に転貸する転貸借契約、②倉庫提供者が本倉庫を本倉庫の所有者等から賃借等し、当社がこれを倉庫提供者から転借した上で、さらにこれを当社からお客様に再転貸借する賃貸借契約、又は③倉庫提供者の本倉庫保有権原についてさらに転貸等が重ねられた上で、当社が倉庫提供者から本倉庫を賃借しお客様に転貸する賃貸借契約であり、本倉庫の所有者と倉庫提供者との間の倉庫賃貸借契約等又は当社と倉庫提供者との間の倉庫賃貸借契約が理由の如何を問わず終了した場合には、当然に申込書記載の個別契約も終了し、直ちに本倉庫を明け渡すこと。
 - (2) お客様は、本倉庫を仮倉庫として一時利用の目的で借り受けるものであり、かかる目的以外で本倉庫を使用してはならないこと。
 - (4) 申込書記載の個別契約期間満了後に再契約を締結することは原則認められること。ただし、例外的に倉庫提供者の事情、お客様のさらなる本サービス利用の必要性、その期間に鑑み本倉庫の継続使用を当社が認める場合には、お客様と当社との間で再契約を行うことができるものとし、その条件については別途両者協議のうえ、書面（電磁的な方法も含む）により決定すること。
 - (5) 本倉庫について、その使用権の譲渡、転貸借、使用貸借その他占有者の変更等を一切行わないこと。
 - (6) お客様は、自己又はその代理人、使用人等に館内使用上、社会通念上において不祥事があった場合は、当社に速やかに報告し、当社の指示に従って即時退去すること。

第2条 賃貸借の詳細条件

1. 本約款に定める条件の他、お客様の氏名又は名称、住所、電話番号及びメールアドレス、本倉庫の賃貸借期間、賃料、清掃費等及びそれらの支払時期、お客様が借り受ける区画等の詳細条件は、当社のウェ

ブサイト上で取り交わした条件をもとに当社が作成する「申込書」（名称は変更となる場合があります。以下「申込書」といいます）に対して、当社所定の方法によってお客様が承諾することをもって、お客様と当社の本サービスにかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。申込書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と申込書の定めに矛盾がある場合、申込書の定めが優先して適用されるものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を本サービスまたは当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容がお客様の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他 の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
3. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
4. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco サービス利用規約」（https://www.souco.space/terms_of_souco_service/）における用語の定義に従うものとします。「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用規約の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。
5. 当社が申込書に記載された寄託者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
6. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。

第3条 賃料

1. お客様は申込書記載の賃料等を、申込書記載の支払期日までに当社の指定する方法で当社又は当社の指定する決済代行会社に支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用はお客様の負担とします。
2. お客様が賃料の支払を遅滞した場合、お客様は年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第4条 清掃費

1. お客様は本倉庫にかかる清掃費見込額を、第3条の賃料とは別途で、申込書記載の支払期日までに当社の指定する方法で当社又は当社の指定する第三者に支払うものとします。振込手数料その他支払いに必要な費用はお客様の負担とします。
2. 本倉庫にかかる清掃費実額が確定した段階で、実額が見込額を上回っていた場合は、その差額について、別途当社との間で精算するものとします。

第5条 水道光熱費

- お客様は、本倉庫にかかる水道光熱費見込額につき、第3条の賃料とは別途で、申込書記載の支払期日までに当社の指定する方法で当社又は当社の指定する第三者に支払うものとします。振込手数料その他支払に必要な費用はお客様の負担とします。
- 本倉庫にかかる水道光熱費実額が確定した段階で、実額が見込額を上回っていた場合は、その差額について、別途当社との間で精算するものとします。

第6条 敷金・保証金

- お客様は、本約款に基づき発生するお客様の当社に対する一切の債務を担保するため、当社に対して敷金及び保証金（以下総称して「敷金」といいます）の交付をすることを求められた場合には、これに応じるものとします。敷金及び保証金の額は、申込書記載又は別途両者で書面により合意した額とします。
- 契約の終了により、お客様が当社に対し本倉庫を明け渡した場合、当社は、敷金からお客様の本約款又は個別契約に基づく未払債務額を差し引いた上で、お客様に返還します。なお、返還すべき金銭には利息は発生しないものとします。
- お客様は、敷金返還請求権をもって、当社に対する債務を相殺することはできないものとします。また、お客様は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第7条 禁止事項

お客様は、本倉庫の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- 本倉庫を申込書記載の荷物を保管する一時利用の用途以外に使用する行為
- 本倉庫に入室するための条件その他申込書記載の事項に反する行為
- 本約款に基づく賃借権を第三者に譲渡し、又は、本倉庫を第三者に転貸し、もしくは、使用させる行為
- 本倉庫の増築・改築・移転・もしくは模様替え、又は、当社の事前の承諾なく、本倉庫の敷地内における工作物の設置を行う行為
- 本倉庫を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
- 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管する行為
- 前号のほか、倉庫提供者が指定する高価品又は危険物を持ち込む行為
- 危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑になる行為
- 本倉庫に損害を及ぼし得る行為
- 本倉庫を損傷する態様における水の使用
- その他、当社が不適切と判断する行為

第8条 管理責任

- お客様は、本倉庫及び共用部分の使用については、善良なる管理者の注意をもって使用、管理し、防火、防犯及び環境の浄化・維持に努める義務を負うものとします。

- お客様は、本約款及び当社の指示並びに倉庫提供者の定める館内使用細則等及び注意事項諸規則を遵守するとともに、倉庫提供者又は当社が管理上必要な事項を通知した場合、その事項を遵守しなければならないものとします。

第9条 立ち入り

お客様は、本倉庫への立ち入りにつき、以下の事項についてあらかじめ了承するものとします。

- (1) 当社又は当社の指定する者が本倉庫の保守管理上必要なときは本倉庫に立ち入り、造作等を点検し、必要があれば当社の裁量により、これに適宜の処置を講じることができること。
- (2) 倉庫提供者が本倉庫におけるテナント誘致活動を継続的に行うことを目的に、お客様への事前通知により、いつでも、倉庫提供者及びテナント候補である第三者が本倉庫に立ち入ることができること。

第10条 明け渡し及び原状回復義務

- お客様は、ご利用期間の満了までに、本倉庫を原状に復した上で明け渡さなければならないものとします。但し、申込書記載の個別契約が第12条の規定に従って解除された場合は、直ちに本倉庫を明け渡さなければならないものとします。お客様が明け渡しに応じない場合又は上記の明け渡し期限までに明け渡しができないおそれがあると当社が判断した場合、当社は、お客様の費用負担のもとに当社の裁量により原状回復をすることができるものとし、お客様は、当社の請求に応じて、原状回復に当社が要した一切の費用を支払うものとします。
- お客様は、お客様の荷物が原因で、本倉庫に損傷を与えた場合、お客様の責任と費用負担により当該損傷を原状に復した上で明け渡さなければならないものとします。お客様が原状回復をしない場合には、当社は、お客様の費用負担のもとに、当社の裁量により原状回復をすることができるものとし、お客様は、当社の請求に応じて、原状回復に当社が要した一切の費用を支払うものとします。
- お客様がご利用期間満了又は契約終了後に荷物を本倉庫内に残置していた場合、当該荷物に関する所有権をお客様が放棄したものとみなし、当社は自己の客観的かつ合理的な裁量で当該荷物を処分することができるものとします。この場合、お客様は当該処分に意義を唱えることはできず、荷物の撤去に要した費用及び撤去するまでに倉庫提供者に支払った賃料等(違約金等も含むがこれらに限られない。)の一切をお客様に請求できるものとします。
- お客様は、本倉庫の明渡しに際し、事由の如何にかかわらず、お客様が本倉庫に関連して支出した費用の償還請求、お客様が支出して本倉庫に設置した造作設備等の買取り請求及び立退料等の請求を一切行わないものとします。
- お客様は、本条の規定に違反することにより当社に損害が生じた場合には、当該損害（合理的範囲の弁護士費用を含む）を当社に賠償するものとします。

第11条 免責

- 当社は、本サービスに関して、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害を与えたことをお客様が証明したときには、お客様に対して、お客様が当社に支払った賃料6か月分を上限として、その直接かつ通常の損害を賠償するものとします。

2. 以下の事由によりお客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わず、また、賃料の減額も行わないものとします。
 - (1)虫害、震災・風水害、自然の消耗、その他当社の責めに帰すことのできない事由による本倉庫の不使用
 - (2)社会通念上合理的な防犯措置を講じていたにもかかわらず発生した盗難
 - (3)当社の責めに帰すべき事由によらない設備の故障
 - (4)当社と倉庫提供者との倉庫賃貸借契約が終了したことに伴う個別契約の終了
 - (5)倉庫提供者が行う修理、変更等の実施に伴う本倉庫のやむを得ない使用停止
3. 本条第1項の損害賠償請求権は、当社の承諾を得ない限り、本サービスにかかる当社の料金請求権と相殺できないものとします。

第12条 契約の解除

1. 当社は、次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せずお客様に書面で通知することにより直ちに契約を将来に向かって申込書記載の個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、個別契約の全部又は一部が解除された場合、本約款に従い、お客様としての登録も取消されることがあるものとする。
 - (1)お客様が本約款に違反し、その是正を求める通知を受領後15日以内に当該違反を是正しないとき
 - (2)お客様が本サービスの登録ユーザーとしての登録が取り消されたとき
 - (3)お客様が支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (4)お客様が振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (5)お客様が仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効が15日以上継続した場合又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (6)お客様が公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7)お客様が解散したとき（合併による場合を除く）、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡したとき
 - (8)お客様が監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (9)お客様が資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10)当社と倉庫提供者との倉庫賃貸借契約が終了したとき
 - (11)その他、当社が合理的事由により解除が妥当と判断したとき
2. お客様が当社から個別契約を解除されたときは、お客様は支払済みの賃料の返還を求めることができないものとし、当社は、解除により発生しないこととなった賃料を損害の填補に充てることができるものとします。なお、当社が支払済みの賃料による填補では賄えない損害を被った場合に、追加でお客様に対して損害賠償請求を行うことを妨げるものではないものとします。
3. お客様は、申込書記載のご利用期間満了前に当該個別契約を中途解約することはできないものとします。お客様が当社の承諾を得て中途解約した場合においても、お客様は支払済みの賃料の返還を求めることができないものとします。

4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

第13条 期限の利益の喪失

前条の規定にかかわらず、お客様が次の各号に一つでも該当する場合、お客様は直ちに、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する残債務全額を直ちに支払わなければならないものとします。

- (1) 前条第1項に基づき当社が個別契約を解除したとき
- (2) 本約款又は個別契約に違反し、当社が相当の期間を定めて是正の催告をお客様に行ったにもかかわらず、当該期間内に是正されなかったとき
- (3) お客様が振出された手形、小切手が不渡りとなったとき（電子記録債権上の支払不能も含む）
- (4) 当社に対する債務の履行を一回でも怠ったとき
- (5) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
- (6) 破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立、又は解散、私的整理がなされたとき
- (7) その他、上記各号に類する信用不安事由がお客様に生じたとき
- (8) その他、客観的かつ合理的な事由により個別契約の継続が困難と当社が判断したとき

第14条 秘密保持等

お客様及び当社は、本業務によって知り得た相手方及び倉庫事業者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1) 相手方がお客様から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方がお客様の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

第15条 準拠法及び管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年10月7日制定

■運送サービス

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が運営するサービスを通じてお客様が寄託する荷物（以下「本荷物」といいます）につき、お客様が当社に対して委託し、当社がこれを受託する本荷物の運送にかかる業務の基本条件について定めるものです。お客様が本サービスの申込を行った時点で、お客様は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

第1条 委託する業務の内容

1. 本約款に基づきお客様が当社に委託する業務（以下「本業務」といいます）の範囲は次のとおりとします。
 - (1) 本荷物の輸送・配送に関する業務（本荷物の返品又は回収を含む）
 - (2) その他前号に付帯する業務
2. 前各号の本業務の具体的な内容・条件等については第2条第1項に定める申込書において定めるものとします。
3. 当社は、本荷物の運送管理について、本荷物の引受けから引渡しまで善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すものとするものとします。
4. 当社は、本約款及び個別契約で自己が負うのと同等の義務に課し、遵守させることを条件として、当社の裁量により本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先による本業務の履行について、お客様に対して一切の責任を負うものとします。

第2条 本約款及び個別契約

1. 本約款に定める条件の他、お客様が当社に委託する業務の内容、本荷物の種類、業務実施期間、料金等の詳細条件については、当社所定の「申込書」（名称は変更となる場合があります。以下「申込書」といいます）に当社所定の方法によってお客様が承諾することをもって、お客様と当社の本業務にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、申込書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と申込書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、申込書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 本約款と個別契約の定めに矛盾がある場合、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
 - (3) 変更の内容がお客様の利益に適合する場合
 - (4) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他 の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
4. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
5. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco サービス利用規約」（https://www.souco.space/terms_of_souco_service/）における用語の定義に従うものと

します。「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用規約の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。

6. 当社が申込書に記載された寄託者の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
7. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。

第3条 荷物の引渡し

お客様は、当社もしくは当社が指定する運送事業者に対し、別途合意の日時に合意の場所で本荷物を引き渡すものとします。なお、お客様はお客様と当社の間であらかじめ合意して定める期日までに、別途当社が指定する方法により当社に対し具体的な運送および搬入スケジュールを通知するものとします。

第4条 料金及び支払条件

1. 本業務の料金及び支払条件は申込書に定めるとおりとします。
2. お客様は、申込書に定める支払期日までに、当社に直接、又は当社が指定する第三者に本業務の料金を支払うものとします。

第5条 責任の範囲及び通知義務

1. 本約款における当社の責任は、本約款その他お客様と当社との間で書面による別段の合意がある場合を除いて、当社又は当社が指定する運送事業者が国土交通大臣に届け出た「標準貨物自動車利用運送約款」の定めるところによるものとします。
2. 本荷物に関する当社の管理責任は、お客様もしくはお客様が指定する第三者から本荷物の引渡しを受けた時に始まり、お客様もしくはお客様が指定する第三者に本荷物を引き渡した時に終了するものとします。但し、個別契約の期間内に本荷物がお客様又はお客様の関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力によるときは、以後、当社は管理責任を負わないものとします。
3. 当社は、本業務の履行中に遅延または本荷物に損害を生じ、あるいは生じる恐れがある場合には遅滞なくお客様に通知し、以後の対応措置について別途お客様と当社との間で協議のうえ、定めるものとします。

第6条 損害賠償

1. 当社は、本業務の履行に際して、当社又は当社の使用人もしくは再委託先の故意、又は過失により本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたときには、お客様に現実に生じた直接かつ通常生ずべき損害について、本荷物の価格の総額を上限として賠償するものとします。なお、損害賠償額は、本荷物の価額に基づいて、損害の程度に応じてお客様と当社との間で協議の上、算定するものとします。
2. 当社は、本約款に基づく業務の履行に際して、当社または当社の使用人もしくは再委託先の責めに帰すべき事由により、お客様から受託した荷物について本業務の遅延または荷物の延着によりお客様に損害を与えた時には、当該荷物にかかる第4条に基づく料金の総額を限度として、お客様に現実に生じた直接かつ通常生ずべき損害を賠償するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由により生じた損害については、当社は損害賠償の責任

を負わないものとします。

- (1) 虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
 - (2) 自然の消耗
 - (3) 本荷物自体の契約不適合に起因する損害
 - (4) 外装梱包のある本荷物については、外装梱包の軽微な擦れ、へこみなどの破損
 - (5) 情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶および社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
 - (6) お客様の指示または承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
 - (7) その他、当社の責めに因らない一切の損害
 - (8) お客様の故意又は過失
4. 本条第1項の損害賠償請求権は、当社の承諾を得ない限り、本業務にかかる当社の料金請求権と相殺できないものとします。

第7条 保険

当社は、運送者貨物賠償保険を、運送事業者をして、その運送事業者の費用負担でその運送事業者が適当とする保険者に運送者貨物賠償保険を付保するものとします。お客様は、本荷物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定する際には、それぞれの金額について当社又は運送事業者の承認を得なければなりません。お客様は、当社又は運送事業者を経由して保険金の支払いを受けなければなりません。

第8条 秘密保持等

お客様及び当社は、本業務によって知り得た相手方及び倉庫事業者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1) 相手方がお客様から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3) 相手方がお客様の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

第9条 禁止事項

お客様及び当社は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、お客様の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第10条 契約解除

1. お客様及び当社は、当社が本業務の受託の申込を承諾した後には、承諾を取り消し又は個別契約を解除すること（以下「解除等」といいます）はできないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、お客様及び当社が合意した場合には、ならびに相手方が次の各号に一つでも該当するときには、本約款期間中であっても、何らの催告を要することなく個別契約の全部又は一部の解除等ができるものとします。
 - (1) 官公庁の命令又は行政措置により物流業務を中止する必要があるとき
 - (2) 当社の本業務遂行のために当社が提供した施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、お客様又は当社が代替施設を提供できるときにはその限りではない
 - (3) 災害等により、本約款の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (4) 振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - (5) 差押、仮差押、滞納処分を受けたとき、及び破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの申立てをなしたとき、又は各手続開始決定がなされたとき
3. お客様と当社との間の倉庫利用にかかる契約が解除等された場合には、個別契約も当然に終了するものとします。
4. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

第11条 契約条件の変更

本約款の有効期間中、本約款及び契約要項の条件は変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、変更の1か月前に申し出てお客様と当社との間で協議の上、合意した場合にはこの限りでないものとします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. お客様及び当社は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
 - (3) 反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
2. お客様及び当社は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- お客様及び当社は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第13条 準拠法及び合意管轄

本約款及び個別契約に関する紛争が生じた場合、日本法に基づき、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 規定外事項

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義を生じたときは、お客様と当社は協議のうえ、信義誠実の原則に基づいてこれを決定するものとします。

2024年10月7日制定

■業務委託サービス

本約款は、株式会社 souco（以下「当社」といいます）が運営する物流サービス及びそれに付帯するサービスを通じて、お客様が当社に対して委託し、当社がこれを受託するサービスにかかる業務の基本条件について定めるものです。お客様がサービスの申込を行った時点で、お客様は本約款に異議なく同意したものとみなされます。

第1条 委託する業務の内容

1. 本約款に基づきお客様が当社に委託する業務（以下「本業務」といいます）の範囲は次のとおりとします。
 - (1) お客様の貨物等の入庫・格納・出庫作業
 - (2) その他前号に付帯する業務
2. 前各号の本業務の具体的な内容・条件等については第2条第1項に定める申込書において定めるものとします。
3. 当社は、お客様より委託を受けた業務を善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すものとするものとします。当社は、事故その他の理由で、お客様の指示通りの作業を履行しがたい状況が生じた場合は、遅滞なくお客様にその旨を通知し、お客様の指示を受けるものとします。
4. 当社は、本約款及び個別契約で自己が負うのと同等の義務に課し、遵守させることを条件として、当社の裁量により本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先による本業務の履行について、お客様に対して一切の責任を負うものとします。

第2条 本約款及び個別契約

1. 本約款に定める条件の他、お客様が当社に委託する業務の内容、お客様の貨物の種類、契約期間、料金等の詳細条件については、当社所定の「申込書」（名称は変更となる場合があります。以下「申込書」といいます）に当社所定の方法によってお客様が承諾することをもって、お客様と当社の本業務にかかる個別の契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。なお、申込書は本約款の一部として取り扱うものとし、本約款と申込書の規定に矛盾または抵触が生じた場合は、申込書の規定が本約款に優先して適用されるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款の変更の効力発効時期を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の約款内容およびその効力発生時期を当社が別途指定するウェブサイト等への掲載による公表その他適切な方法で周知することによって、本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容がお客様の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が本約款にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情等に照らし、合理的なものである場合
3. 前項による本約款の変更は、前項の効力発生時期から効力を生じるものとします。
4. 本約款に別段の定めのない限り、本約款における各用語の定義は、当社が定める「souco サービス利用規約」（https://www.souco.space/terms_of_souco_service/）における用語の定義に従うものとします。

「souco サービス利用規約」は本約款の一部として構成し、本約款と本サービス利用規約の規定に矛盾又は抵触が生じた場合は、本約款が優先し適用されるものとします。

5. 当社が申込書に記載されたお客様の住所にあてて通知又は催告を行った場合は、当該通知又は催告は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
6. 当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。

第3条 料金及び支払条件

1. 本業務の料金及び支払条件は申込書に定めるとおりとします。当社は、経済事情の変化、その他の理由により契約料金が不適当となった場合は、協議の上変更する事ができるものとします。
2. お客様は、申込書に定める料金を、申込書に定める支払期日までに当社に対して支払うものとします。お客様は、当社が定めた日までに本項の料金を支払わない場合は、その日の翌日から支払のあった日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりません。
3. お客様は、前項の料金を当社に直接、又は当社が指定する請求代行会社に対して支払うことについて、予め承諾するものとします。

第4条 損害賠償

1. 当社は、本業務の履行に際して、当社又は当社の使用人もしくは再委託先の故意、又は過失により本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたときには、お客様に現実に生じた直接かつ通常生ずべき損害について、本業務の料金価格の1か月分を上限として賠償するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由により生じた損害については、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。
 - (1)虫害、風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
 - (2)自然の消耗
 - (3)お客様の貨物自体の契約不適合に起因する損害
 - (4)外装梱包のある本荷物については、外装梱包の軽微な擦れ、へこみなどの破損
 - (5)情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶および社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
 - (6)お客様の指示または承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害
 - (7)その他、当社の責めに因らない一切の損害
 - (8)お客様の故意又は過失
3. 本条第1項の損害賠償請求権は、当社の承諾を得ない限り、本業務にかかる当社の料金請求権と相殺できないものとします。

第5条 機器、備品及び消耗品の費用負担

本業務で使用する機器、備品、フォークリフト、パレット（以下「機器等」といいます）および消耗品等は、機器等の保守点検・修理を含めお客様の費用負担にて設置又は調達するものとします。

第6条 保険

お客様が設置又は保有する建物、機器等、製品等に対する火災保険はお客様が付保し、当社に対する求償権を放棄するものとします。但し、当社が建物内に持ち込む機器、資産については当社が付保するものとします。

第7条 秘密保持等

お客様及び当社は、本業務によって知り得た相手方及び倉庫事業者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為又は相手方の信用を損なう行為を行ってはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとします。

- (1)相手方がお客様から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2)開示を受けた側の責めによらず公知となったもの
- (3)相手方がお客様の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4)官公庁等の公的機関からの命令、又は要請等の対象になったもの

第8条 禁止事項

お客様及び当社は、本約款によって生ずる一切の権利、義務を、お客様の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

第9条 契約期間

本約款の契約期間は、個別契約ごとに定めるところによるものとします。

第10条 契約解除

1. お客様及び当社が合意した場合には、ならびに相手方が次の各号に一つでも該当するときには、本約款期間中であっても、何らの催告を要することなく個別契約の全部又は一部の解除等ができるものとします。
 - (1)官公庁の命令又は行政措置により物流業務を中止する必要があるとき
 - (2)当社の本業務遂行のために当社が提供した施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、お客様又は当社が代替施設を提供できるときにはその限りではない
 - (3)災害等により、本約款の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (4)振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - (5)差押、仮差押、滞納処分を受けたとき、及び破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの申立てをなしたとき、又は各手続開始決定がなされたとき
2. お客様と当社との間の倉庫利用にかかる契約が解除等された場合には、本約款及び個別契約も当然に終了するものとします。
3. 当社は、営業を廃止し、又は休止をしようとする場合は契約を解除することができます。この場合、その営業の廃止又は休止が合理的な事由によるものであるときは、これによる損害について賠償の責任を負いません。

第11条 契約条件の変更

本約款に定めがある場合を除き、本約款の有効期間中、本約款及び契約要項の条件は変更できないものとします。但し、やむを得ない事情がある場合であり、変更の1か月前に申し出てお客様と当社との間で協議の上、合意した場合にはこの限りでないものとします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. お客様及び当社は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1)暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
 - (3)反社会的勢力を利用すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
 - (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6)自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (7)代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
2. お客様及び当社は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. お客様及び当社は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第13条 準拠法及び合意管轄

本約款及び個別契約に関する紛争が生じた場合、日本法に基づき、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 規定外事項

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義を生じたときは、お客様と当社は協議のうえ、信義誠実の原則に基づいてこれを決定するものとします。

2025年10月7日制定